

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日が休日のときは、その翌日）

目 次

- ◇規 則 鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則（水産課）
- ◇告 示 町等の区域の変更（地方課）
- 土地改良区の定款の変更の認可（農村整備課）
- 土地改良事業の認可（〃）
- 土地改良法による換地処分（〃）
- 保安林の指定予定（造林課）
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）
- ◇公 告 鳥取県職員採用初級試験の実施
- 鳥取県警察官採用試験の実施

公布された規則のあらまし

- ◇鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則
- 一 漁業経営維持安定資金に係る貸付利率を現行「年四・三五パーセント以内」から「年四・九パーセント以内」に引き上げることとした。（第二条関係）
 - 二 漁業経営維持安定資金に係る利子補給率を現行「年二・六五パーセント」から「年二・八五パーセント」に引き上げることとした。（第四条関係）
 - 三 この規則は、公布の日から施行することとした。
 - 四 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年八月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十七号

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和五十一年十一月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「年四・三五パーセント以内」を「年四・九パーセント以内」に改める。

第四条中「年二・六五パーセント」を「年二・八五パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第六百八十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による上安曇地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年八月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（平成元年七月六日現在の地番による。）
上安曇字上中峯	上安曇字上中峯のうち二六の二及び一の二、六の二、八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
上安曇字道心畑	上安曇字道心畑のうち三三、四〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
上安曇字荒神ノ峯	上安曇字荒神ノ峯のうち四八八の一部、四九二から四九四までの一部以外の区域 上安曇字奥仲ノ谷五〇二の一部、五〇三の一部、五〇五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに五〇七、五〇九の二と一体をなす国有地の一部 上安曇字下仲ノ谷五二九の二の一部、五三〇の二の一部、五三一の二の一部
上安曇字奥仲ノ谷	上安曇字上中峯二六の二及び一の二、六の二、八の二と一体をなす国有地の一部 上安曇字道心畑三三、四〇及びこれらと一体をなす国有地上安曇字荒神ノ峯四八八の一部、四九二から四九四までの一部 上安曇字奥仲ノ谷のうち五〇二の一部、五〇三の一部、五〇五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに五〇七、五〇九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 別所字中ノ谷一五二二の一部、一五二三、一五二五、一五一六の一部、一五一八の一部、一五一九の一部、一五二〇から一五二二まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 上安曇字下仲ノ谷のうち五二九の二の一部、五三〇の二の一部、五三一の二の一部以外の区域
上安曇字下仲ノ谷	上安曇字下仲ノ谷のうち五二九の二の一部、五三〇の二の一部、五三一の二の一部以外の区域

別所字中ノ谷

別所字中ノ谷のうち一五一二の一部、一五一三、一五一五、一五一六の一部、一五一八の一部、一五一九の一部、一五二〇から一五二二まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第六百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、光徳土地改良区の定款の変更を平成二年八月九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二年八月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業鳥越地区農道整備）を平成二年八月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年八月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、米子市上安曇三六八細田勝美ほか八人が共同して行う土地改良事業に係る上安曇地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年八月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百九十二号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年八月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

- 日野郡日野町秋縄字ワレ岩四〇〇から四〇五まで、字平ノ奥河原四〇六、四〇七、字キラカ塔四三一から四三九まで、字細塔四四〇から四四三まで、字細塔二 四四四、字ヤケンドウ一 四四五、四四六、四四八、字ヤケンドウ二 四四九から四五六まで、字下大塔四五八か

- ら四六〇まで、字上大塔四六一、四六二、字平ノ畑一 四七三から四七五まで、字平ノ畑二 四七六から四八五まで、字クロ谷一 四八六、字クロ谷二 四八七、字トコウジ一 四八八から四九〇まで、字トコウジ二 四九四、四九五、字ヒエ畑一 四九八から五〇〇まで、字ヒエ畑二 五〇一から五〇三まで、字ヒエ畑三 五〇四、五〇五、字長塔五〇六から五一一まで、字トウゼン五二二から五一四まで、字コブ谷一 五一五、五一六、字コブ谷二 五一七から五一九まで、字添谷五二七の一、五二七の二、五二八から五三三まで、字谷屋五三七、字瀧谷一 六四三から六四五まで、六四六の一、六四七、六四九、六五〇、字瀧谷二 六五一から六五四まで、字大カヤ一 六九三から六九七まで、字大カヤ二 六九八の一、六九八の二、六九九から七〇一まで、字大カヤ三 七〇五から七一二まで、字トチ原一 七一三から七一五まで、字アチ坂二 七三五、七三八の一、七三九、字天宮谷一 七四一、七四二、字天宮谷二 七四三から七四五まで、字西草利一 七四六の一、七四七の一から七四七の三まで、七四八、七四九、字西草利二 七五一から七五三まで、字西草利三 七五四の一、七五四の二、七五五、字コミ山一 七六六、字コミ山二 七六七、七六八、字コミ山三 七六九、字コミ山四 七七〇、七七一、字コミ山五 七七二、七七三
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 二 保安林予定森林の所在場所
八頭郡若桜町大字屋堂羅字武間谷一二〇〇、一二〇一、一二〇一の一から一二〇一の四まで、一二〇一の二〇から一二〇一の二二まで、一二〇一の二三から一二〇一の二七まで、一二〇一次二七、一二〇一の三一から一二〇一の三五まで、字カアケ谷一二〇二内、一二〇二次一、一二〇二次二、一二〇二の三から一二〇二の七まで、一二〇二の九から一二〇二の六七まで、字武間口谷八〇六、八〇六の一、八〇六の二、八〇九、八一〇、八一〇の一、八一二の一、八一三、八一四の一から八一四の三まで、八一四次一、八一四の一三、八一四の一七、八一八、八一八の一、八一八の三、八一八の六から八一八の八まで、八一九の一、八一九の二、八二〇から八二三まで、八二四の一、八二四の二、一二〇一次一から一二〇一次四まで、一二〇一の五から一二〇一の九まで、一二〇一の二二
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画

で定める標準伐期齡以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成二年八月十四日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ばちんこ遊技機	ローリングセー七五	奥村遊機株式会社
	ローリングセー七六	
	ワリバース二	
	カニゴン三	
	エンブレム	
	ジョーカー	
	ロデオ	マルホン工業株式会社
	ジャンボスライダー	
	ミラクル	
	ブルトージャーおじさん一	
ブルトージャーおじさん二	株式会社大一商会	

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成2年8月14日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

1 試験の名称

平成2年度鳥取県職員採用初級試験

2 試験の区分及び採用予定者数等

試験の区分	採用予定者数	第二志望可能な試験の区分
一般事務	8名程度	
学校事務	25名程度	警察事務
警察事務	5名程度	学校事務

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職

知事又は教育委員会の事務部局、市町村立小・中学校、警察等に勤務する行政職給料表1級の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額106,600円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受 験 資 格
一般事務	昭和44年4月2日から昭和48年4月1日まで に生まれた者
学校事務	昭和42年4月2日から昭和48年4月1日まで に生まれ者
警察事務	

6 第一試験

(1) 試験種目

教養試験（多枝選択式）及び適性試験（多枝選択式）

(2) 試験の期日

平成2年10月7日（日）

(3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校

米子市大谷町200 鳥取県立米子西高等学校

(4) 第一次試験合格者の発表

平成2年10月下旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220）及び第二庁舎（鳥取市東町一丁目271）の1階掲示板にその氏名を掲示し

て発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

7 第二次試験

(1) 試験種目

作文試験、面接試験、適性検査及び身体検査

(2) 試験の期日及び場所

平成2年11月上旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表

平成2年11月下旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に基づき、提示した者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

平成2年8月14日(火)から同年9月3日(月)まで。なお、郵送による申込みは、平成2年9月3日(月)までの消印のある

もの限り受け付ける。

イ 申込受付時間

8時30分から17時まで(土曜日は12時まで)。ただし、日曜日及び第4土曜日は、受け付けない。

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、72円切手をはった、おて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成2年8月14日

鳥取県人事委員長 牧 山 正 幸

1 試験の名称

平成2年度鳥取県警察官採用試験

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
警察官 (A)	5名程度
警察官 (B)	5名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職

警察に勤務する公安職給料表 I 級の係員 (巡査) の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として次の表に掲げる給料月額のほか諸手当が支給される。

試験の区分	給料月額
警察官 (A)	139,200円
警察官 (B)	119,500円

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受 験 資 格
	学校教育法 (昭和22年法律第26号)

警察官 (A)	<p>による大学 (短期大学を除く。) 若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は当該大学若しくは学校を平成3年3月31日までに卒業する見込みの者</p>	<p>昭和38年4月2日から昭和44年4月1日までに生まれた男子</p>
警察官 (B)	<p>上記以外の者</p>	<p>昭和38年4月2日から昭和48年4月1日までに生まれた男子</p>

6 第一次試験

(1) 試験種目

教養試験 (多肢選択式) 及び論文又は作文試験

(2) 試験の期日

平成 2 年 9 月 16 日 (日)

(3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校
米子市大谷町200 鳥取県米子西高等学校

(4) 第一次試験合格者の発表

平成 2 年 10 月中旬に鳥取県庁本庁舎 (鳥取市東町一丁目220) 及び第二庁舎 (鳥取市東町一丁目271) の 1 階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

7 第二次試験

(1) 試験種目

面接試験、適性検査、身体検査及び体力検査

なお、身体検査の項目及び基準は別表のとおりとする。

(2) 試験の期日及び場所

平成2年10月下旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表

平成2年11月下旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面でも通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に基づき、提示した者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務部警務課又は県内の各警察署、警察官派出所若しくは警察官駐在所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

平成2年8月14日(火)から同年9月3日(月)まで。

なお、郵送による申込みは、平成2年9月3日(月)までの消印のあるもの限り受け付ける。

イ 申込受付時間

8時30分から17時まで(土曜日は12時まで)。ただし、日曜日及び第4土曜日は、受け付けない。

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、72円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表

身体検査の項目及び基準一覧表

検査項目	基準
身長	160センチメートル以上であること。
体重	47キログラム以上であること。
胸囲	78センチメートル以上であること。
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、かつ、矯正視力が1.0以上であること。
弁色	正常であること。
聴力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障のないこと。